

高齡化が滋賀県税収に与える影響について(試算)

個人県民税 (均等割・所得割)

1 概要

平成 30 年度における一人当たり税額をもとに、年齢階級別人口が平成 30 年時点のものから令和 27 年時点のものへと変化した場合の給与所得者および年金所得者の個人県民税 (均等割・所得割) の税額を試算し、高齡化による影響額を求めた。

＜滋賀県の高齡者 (65 歳以上) 人口割合＞

平成 30 年時点：25.05% 令和 27 年時点：34.31%

2 試算の前提

高齡化に伴う給与所得者数および年金所得者数の変化による影響を試算の対象とする。

そのため、経済動向や税制改正による影響は今回の試算では見込まない。

3 影響額

約 90 億円の減 (平成 30 年度決算額 (518 億円) の 17.5% に相当)

高齡化により、一人当たり税額の大きい給与所得者が減少することから、個人県民税に大きなマイナスの影響を及ぼすこととなった。

高齡化による個人県民税 (均等割・所得割) への影響額試算

		均等割			所得割		
		納税義務者数 (人)	一人当たり税額 (円)	税額 (千円)	納税義務者数 (人)	一人当たり税額 (円)	税額 (千円)
平成30年(2018年)時点	給与所得者	551,379	1,500	827,069	521,835	81,934	42,755,935
	年金所得者	116,259	1,500	174,389	88,283	23,603	2,083,753
令和27年(2045年)時点	給与所得者	430,682	1,500	646,023	407,605	81,934	33,396,708
	年金所得者	141,627	1,500	212,441	107,546	23,603	2,538,408
増減	給与所得者	△ 120,697	—	△ 181,046	△ 114,230	—	△ 9,359,227
	年金所得者	25,368	—	38,052	19,263	—	454,655
	合計	△ 95,329	—	△ 142,994	△ 94,967	—	△ 8,904,573
均等割・所得割合計							△ 9,047,567

注1 平成30年時点の納税義務者数は「平成30年度 市町村税課税状況等の調」による。

注2 均等割の一人当たり税額は琵琶湖森林づくり県民税を含み、復興増税分を含まない。

注3 平成30年時点の所得割の税額は「平成30年度 市町村税課税状況等の調」の所得割額(税率6%)を県民税の税率4%相当に換算して算出。

注4 令和27年時点の納税義務者数は、平成30年1月1日現在住民基本台帳年齢階級別人口および国立社会保障・人口問題研究所が推計した令和27年時点の年齢階級別人口を基に算出した平成30年からの増減率(給与所得者△21.89%、年金所得者+21.82%)により試算。

注5 経済動向や税制改正による影響は見込んでいない。

自動車関係税

1 概要

現在における税額をもとに、世帯主の年齢階級別世帯数が平成 27 年時点のものから令和 20 年時点のものへと変化した場合の自家用車に係る自動車税種別割および環境性能割の税額を試算し、高齢化による影響額を求めた。

＜滋賀県の高齢者（65 歳以上）が世帯主である世帯数割合＞

平成 27 年時点：33.35% 令和 20 年時点：41.62%

2 試算の前提

高齢化に伴う自動車の保有状況の変化による影響を試算の対象とする。

そのため、経済動向や技術革新等による自動車販売傾向の変化、税制改正による影響は見込まない。

3 影響額

- ・ 自動車税種別割：2.6 億円の減
- ・ 自動車税環境性能割：30 百万円の減

自動車保有台数は大きく減少しないものの、小型車志向の高い高齢者世帯の割合が増加することに伴い、一台当たり税額が大きい普通乗用車が減少することから、自動車関係税にマイナスの影響を及ぼすこととなった。

高齢化による自動車関係税の影響額試算

		自動車税種別割			自動車税環境性能割	
		自動車保有台数 (台)	一台当たり税額 (円)	税額 (千円)	増減率 (%)	税額 (千円)
現在	小型乗用車	163,316	32,601	5,324,265	—	541,489
	普通乗用車	196,433	48,120	9,452,356	—	1,246,106
	乗用車以外	14,886	15,528	231,150	—	195,089
	電気自動車	1,017	25,000	25,425	—	0
令和22年(2040年度)時点	小型乗用車	165,205	32,601	5,385,848	—	547,752
	普通乗用車	189,544	48,120	9,120,857	—	1,202,404
	乗用車以外	15,457	15,528	240,016	—	202,572
	電気自動車	959	25,000	23,975	—	0
増減	小型乗用車	1,889	—	61,583	1.16	6,263
	普通乗用車	△ 6,889	—	△ 331,499	△ 3.51	△ 43,702
	乗用車以外	571	—	8,866	3.84	7,483
	電気自動車	△ 58	—	△ 1,450	△ 5.70	0
	合計	△ 4,487	—	△ 262,500	△ 4.22	△ 29,956

注1 自動車保有台数は、「平成26年全国消費実態調査」における世帯主の年齢階級別1,000世帯当たり自動車保有台数に国立社会保障・人口問題研究所が推計した世帯主の年齢階級別世帯数を乗じて算出。

注2 自動車税(自動車税種別割)の一台当たり税額は令和元年度当初予算見積りに用いた一台当たり税額に令和元年度税制改正による恒久減税を反映したもの。

注3 現在の自動車取得税(自動車税環境性能割)の税額は、令和元年度当初予算見積りおよび「平成29年度道府県税の課税状況に関する調」を基に算出した自動車税環境性能割移行後の推計調定額。

注4 令和22年度の自動車取得税(自動車税環境性能割)の税額は、現在の税額に自動車税(自動車税種別割)で試算した自動車保有台数の増減率を用いて算出。

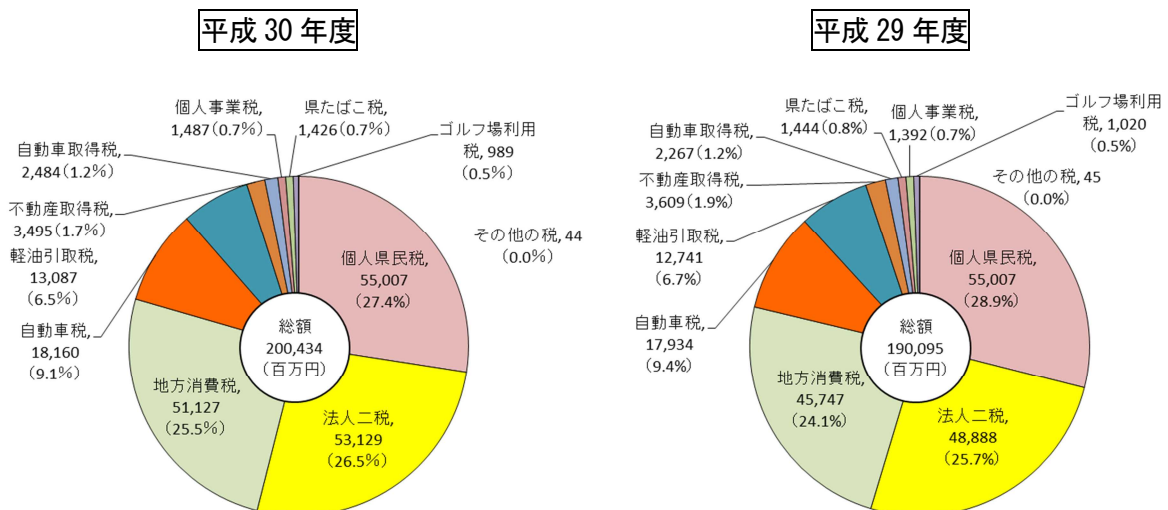
注5 経済動向や技術革新等による自動車販売傾向の変化、税制改正による影響は見込んでいない。

平成 30 年度滋賀県税決算の概要

税収構造

- 平成 30 年度の県税決算（地方消費税清算後）は、2,004 億 3,427 万円と、前年度から 103 億 3,904 万円増加。
- 個人県民税は、均等割・所得割が増加した一方で、配当割および株式等譲渡所得割が減少し、個人県民税全体では前年度とほぼ同額。県税全体が増加していることから税収構成比は 1.5 ポイント減少。
- 法人二税については、世界経済の好調を背景として約 42 億円の増収。税収構成比も 0.8 ポイント増加。
- 地方消費税については、清算基準の見直しにより、滋賀県の消費に相当する額のシェアが増加したことから、約 54 億円の増収。税収構成比も 1.4 ポイント増加。

滋賀県税収構成比（地方消費税清算後）



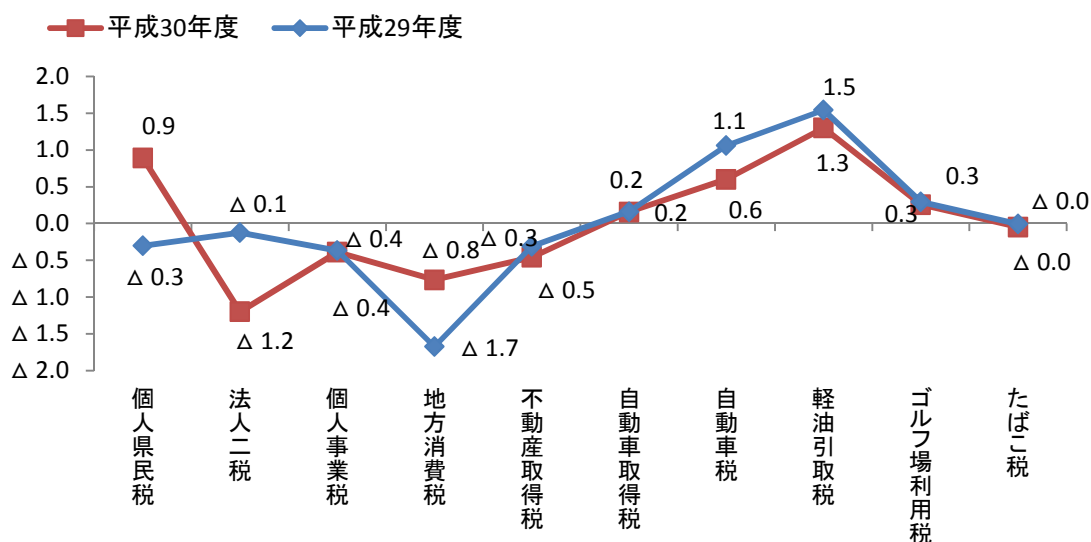
※ 県民税利子割は個人県民税に含めて計上している。

税収構成比の全国比較

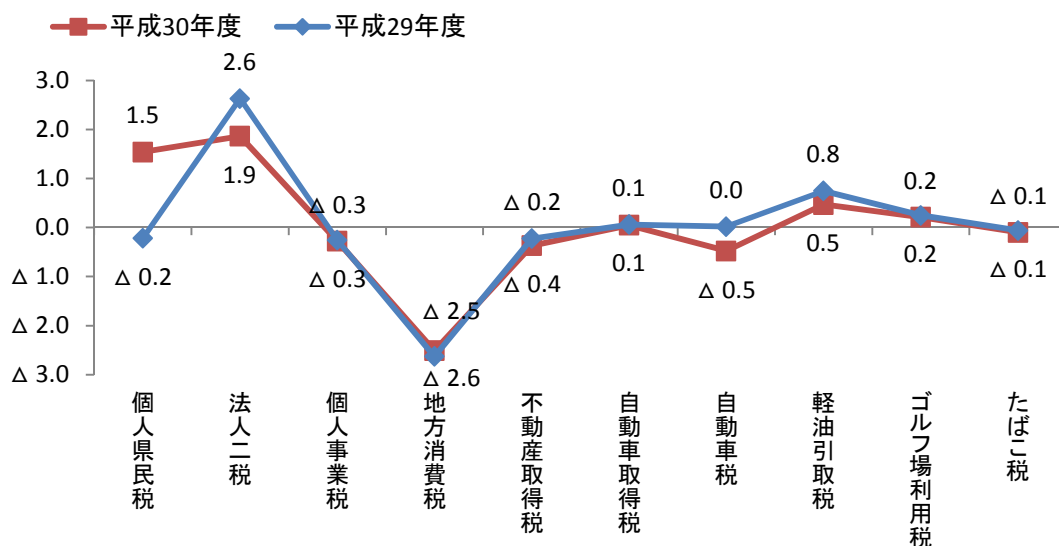
- 個人県民税については、県費負担教職員制度の見直しにより道府県から政令指定都市に税源が移譲されたことから、全国平均を上回ることとなった。
- 法人二税については、全国平均において個人県民税の税源移譲に伴い法人二税の構成比が増加したことから、全国平均との差は拡大した。
- 地方消費税については、清算基準の見直しにより本県における構成比が増加したことから、全国平均との差が縮小した。

税収構成比の全国平均との比較（地方消費税清算後）

※ 全国計の各税目の構成比と本県の各税目の構成比との単純な差



税収構成比の全国平均（東京都除き）との比較（地方消費税清算後）



(参考) 滋賀県の税収構成比全国順位 (地方消費税清算後)

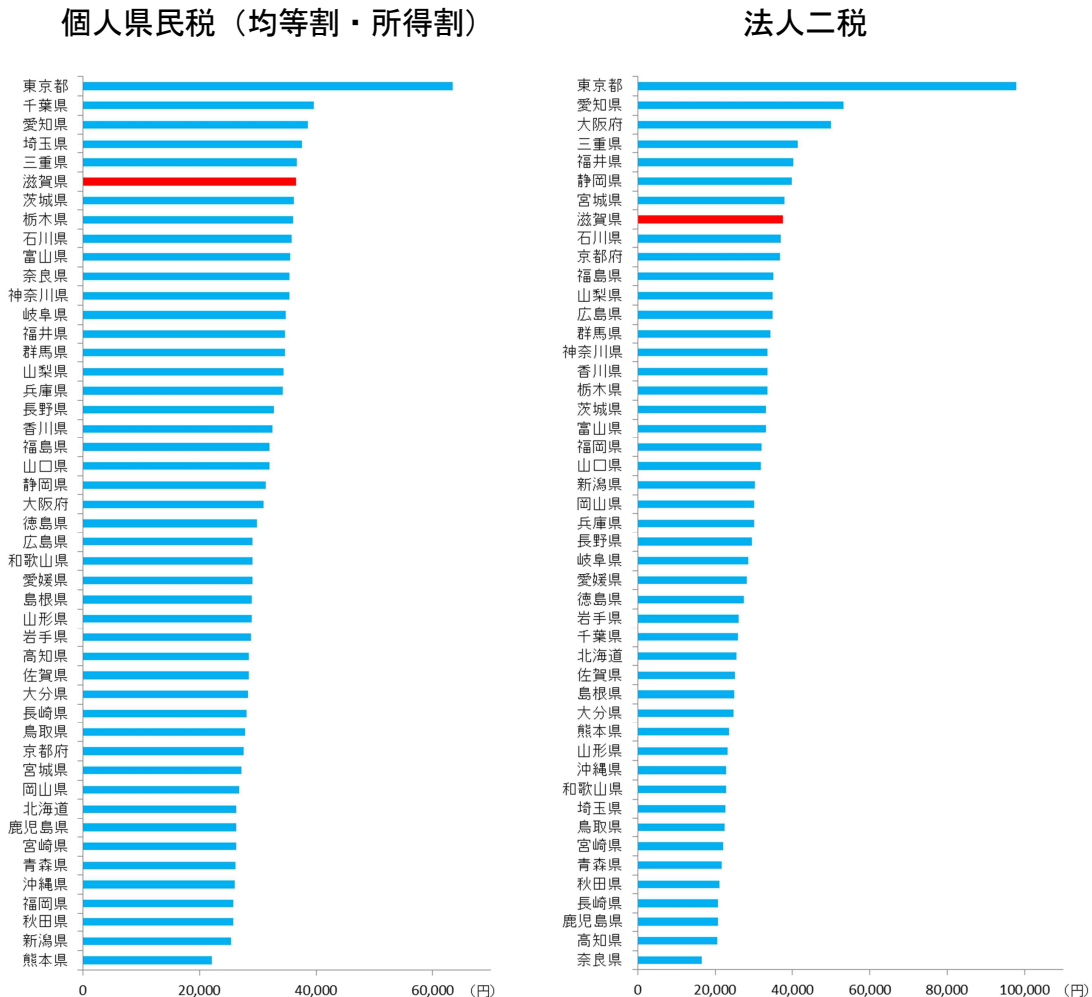
個人県民税	法人二税	個人事業税	地方消費税	不動産取得税
8位 (10位)	8位 (9位)	38位 (35位)	42位 (42位)	27位 (23位)
自動車取得税	自動車税	軽油引取税	ゴルフ場利用税	たばこ税
18位 (18位)	40位 (36位)	24位 (22位)	9位 (8位)	41位 (35位)

※ 括弧書きは平成 29 年度決算ベースの全国順位

人口一人当たり税収の全国比較

- 滋賀県の個人県民税（均等割・所得割）および法人二税の人口一人当たり税額（平成 30 年度決算ベース）は、それぞれ全国第 6 位、全国第 8 位といずれも上位となっている。
- 個人県民税（均等割・所得割）については、県費負担教職員制度の見直しにより道府県から政令指定都市に税源が移譲されたことから、都市部の府県の 1 人当たり税額が減少したこともあり、平成 29 年度決算ベースの全国 11 位から順位を上げている。

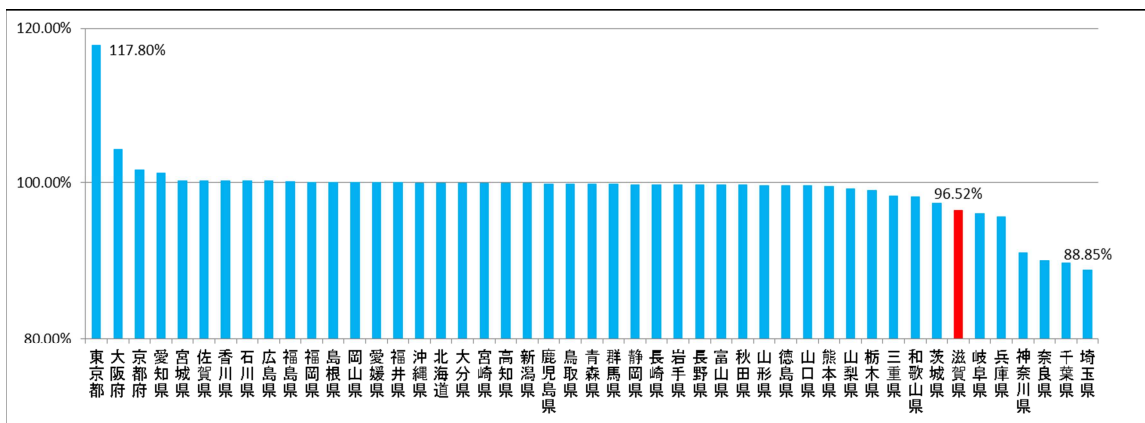
（参考）人口一人当たり税額（平成 30 年度決算ベース）



滋賀県の人口流入・流出(昼間人口)の状況

- 夜間人口（常住人口）に対する通勤・通学による流出入を反映した昼間人口の比率である昼夜間人口比率を見ると、滋賀県は 96.52%と流出超過となっており、流出の水準は全国的に見て高い状況にある。
- 近隣府県との流入・流出の状況を見ると、京都府、大阪府との間で大きな流出超過となっており、京都・大阪のベッドタウンとして発展してきた本県の特徴を表している。

各都道府県の昼夜間人口比率



平成 27 年国勢調査より

近隣府県との流入・流出の状況

(単位: 人)

	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	岐阜県	愛知県	三重県
流入	23,732	11,160	2,753	1,775	96	1,521	1,068	1,673
流出	60,648	22,761	2,072	622	78	1,669	1,601	1,707
差引	△ 36,916	△ 11,601	681	1,153	18	△ 148	△ 533	△ 34

※ 「流入」は滋賀県に日中滞在する人の居住地、「流出」は滋賀県に居住する人の日中の滞在地